

令和元年第5回ニセコ町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年5月30日(木)午後1時50分から午後3時00分
- 2 開催場所 ニセコ町役場 議員控室
- 3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		
- 4 欠席委員(0人)
- 5 傍聴人(6人)
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 議案第1号 農用地利用関係調整委員の指名について
 - 第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第7 議案第4号 平成30年度の点検・評価及び平成31年度の活動計画について
 - 第8 追加報告第1号 農業経営改善計画の認定に係る協議について
 - 第9 追加議案第1号 農用地利用関係調整委員の指名について
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長	山口 丈夫	農地係主任	横山 俊幸
------	-------	-------	-------

8 会議の概要

会 長

皆さまご苦労様です。開会時間が遅れました、申し訳ありません。本日は、傍聴人もおります。慎重審議をお願いします。

議 長

ただいまの出席委員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年、第5回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、5番 笹塚成之君、6番 芳賀修一君を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の山口局長と横山農地係主任を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。平成31年第4回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。その内容は、別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります

日程第4、議案第1号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第1号の朗読】

本案につきましては、前所有者の字桂台、〇〇さんより遺贈を受けた〇〇市の〇〇さんよりあっせんの申し出がありました。

調整委員については、担当地区の〇〇委員を主任委員に、隣接地区の〇〇委員を委員として提案するものです。5ページに図面を添付しています。現地は国営事業の工事が済んでおり、一時利用地の指定を受けている箇所です。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第1号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑

に入ります。 質疑はありませんか。

【質義なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第2号の朗読】

本件は、農地の転用申請が1件です。

議案は6ページからになります。申請地である字〇〇△△番△は公簿上地目は雑種地となりますが、現況地目が畑となっているため農地扱いとなり、農業公共投資の対象となっていない概ね10ha未満の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断しております。

この申請地で行う事業はグランピングといい、グラマラスとキャンピングを掛け合わせた造語ということですが、テント設営や食事の煩わしさから旅行者を解放したいいわゆるキャンプ場ということになります。テントとタープの組合せが3組、スーパーハウスが4棟、デッキが2基、簡易トイレが10基、ほかにバーベキューコーナーやドローンラジコン施設エリアなどがあります。

事業計画地への出入りについては、土地所有者である〇〇さん宅周りを駐車場として徒歩で出入りするという計画、水を使用した際の排水はタンクに貯め、他の場所（札幌）へ持ち出す予定としております。

議案18ページから調査書を添付しておりますが、立地基準に関しては記載のとおり、19ページ一般基準のうち、(1)の7項目の転用面積の妥当性については、設備の設置面積の他に空きスペースがありますが、グランピングという施設の性格上、自然環境の中での快適な空間を提供するという主旨からこの点を含め、転用はやむをえないものと考えております。

最後に、本件については許可相当、あるいは不許可相当の議決後、北海道農業会議への意見聴取を行い、意見が一致すれば会長専決により許可書の交付、一致しない場合は再度審議し決定となります。

以上で議案第2号の朗読と説明を終わりますが、ここで別途資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

議 長

どうぞ。

【資料の配布】

事務局

お配りしましたのは、先日、この申請地に近接する分譲地の住民の方々からの事業に対する心配事として当委員会に提出された嘆願書です。皆様にご覧いただくとともに、ここに記載されている疑問点、心配事に対して事業者を確認いたしましたので、事業計画の内容に対して理解を深めるために補足いたします。

まず1点目ですが、ホテル並みの宿泊、飲食の提供による大量のごみの心配があるということです。ホテル並みとありますが、テントとタープの組み合わせが3棟ということですので大規模な施設とは考えておりませんが、水が出た場合の処理方法につきましてはタンクに貯め、貯まったら外部に持ち出すということでこの申請地周辺には放流しないということになっております。それからごみに関しては野ざらしにならないように当然ダストボックス等に入れて、ニセコ町の分別に従い排出する予定とされております。

それからドローンの関係ですが、確認したところでは大きさ約40センチを想定しているということでございます。騒音につきましては問題になる大きさではないと認識しているということであります。それから飛行時間ですが、夜間には飛行はさせません。あくまでも日中の飛行ということでございます。

それから道路の件ですが、先ほども説明させていただきましたが、計画では〇〇さん宅まわりを駐車場としてそこから事業計画地まで徒歩で移動するという計画であるということです。事業に関する設備の設置に関しても〇〇さん側の道路から搬入するという計画になっております。

あとドローンの飛行にあたっては、ルール・法律関係を守っていく中で行っていきたいということと、機体はGPS搭載ということで飛行エリア外に出たり、またそこで落下するというようなことはしないようにするということです。

以上のとおり最初の説明に加え補足の説明とし、審議いただきたいと思います。

議 長

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〇番

〇番〇〇です。農業委員会としては、許可基準上はこのまま問題ないと考えられますが、こういった嘆願書が出てくるということは議案を見たときは考えて

いませんでした。こういったものが出てくるということは、地域に対する説明が十分されないままに開発がされようとしていると思われるので、ここで直ちに議決するのは難しいのではと思います。

議 長 他にありますか。

○番 ここは去年まで畑として作付けしていた場所なんですか。

○番 してます。

○番 私も同じような質問なので一緒によろしいでしょうか。

議 長 はい。

○番 この地番は元々畑ですが、全部事項証明書を見ますと、平成11年8月10日付けで雑種地とされていると思います。それより大分前から畑という現状がなかったから落ちたのかなと思うのですが、これが現況畑と言われるような実態、平成11年から昨年までの利用状況はどうなのですか。

○番 雑種地だったところを自分で業者に頼んで木を切って整備して畑になってます。本人はあくまでも雑種地を購入し、開墾しているため農地という認識は薄かったと思われます。

議 長 他にありますか。

○番 これ使用貸借ですよ。何年ですか。

事務局 まずは5年間の使用貸借、その後継続更新となっております。

○番 ドローンなんですけど、今時の農業者は農薬をドローンでまいたり、ヘリで防除したりしますが、逆に農薬等がキャンプ場にかかるということも考えられるのではと思いました。

議 長 他にありますか。

○番 転用目的に書かれているような施設は全部コンクリートなどを地面に打たない仮設的なものと考えてよろしいですか。

事務局 そのようになっています。

○番 このようものが出るということは地元住民との話し合いが煮詰まってないことが不安要素であるのではないかと思うんですね。色々と不安な点、疑問な点は多々あるかと思います。

○番 排水なんですけどタンクに貯めて他の地域へ持っていくということでしたけど、100%そうできるのか確認だったんですけど。

事務局 計画としてはタンクに貯めてここの土地には流さないとなっております。

○番 外部に持っていくとなっているけど、どこかで浄化しなければならないことだし外部だからいいでしょということにはならないと思います。

○番 町もそのために浄化槽を勧めていますし。

議 長 現時点の状況だと色々と地区の住民の方への説明が不十分だということで、今日は議決できないのではないかと私は判断しますがどうですか。

 (一同) 異議なし。

議 長 それでは異例ではありますが、後ほど確認事項を整理して今後事業者での対応を見て判断したいということでよろしくをお願いします。

 議案第3号については〇〇委員の案件がありますので本議案の審議終了まで退室をお願いします。

 【〇〇委員退室】

 日程第6、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第3号の朗読】

 本案については、利用権の設定が4件、125,409㎡です。

 1番は、〇〇さんから〇〇さんへの、賃貸借の再設定、2番は、同じく〇〇さんから〇〇さんへの、使用貸借の再設定であり、3番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定、4番は、〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定となっております。

 図面は24ページ～27ページに添付しています。

 以上の計画内容は、28ページ～31ページの調査書に記載のとおり、経営面

積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○番 1番の賃借料は安いのではないですか。

事務局 継続の単価設定ですが、ほ場条件が悪く、収量も低いため設定のようです。

議長 ほかに質疑はありませんか。

【質疑なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

【〇〇委員入室】

日程第7、議案第4号「平成30年度の点検・評価及び平成31年度の活動計画について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第4号の朗読】

平成30年度の評価ですが、34ページをご覧ください。

集積面積が延びておりますが、非担い手から担い手が農地を取得したことなどから増加しています。

35ページは、新規参入についてですが、30年度は実績がありません。

36ページは、遊休農地に関する評価ですが、30年度は解消実績がありませんでした。

37ページについては、ご覧のとおりです。

38ページ以降については、3条許可や農地転用の総会での審議件数、農地所有適格法人報告、情報提供の掲載となっており、40ページは地域農業者からの要望・意見や公表状況について記載しております。

41ページからは平成31年度活動計画を掲載しており、担い手への農地集約化、新規参入者の参入、41ページは遊休農地に関する措置及び違反転用部分を載せております。昨年実績を踏まえた計画としています。

この計画については、総会審議の後、ホームページでも公開する予定です。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第4号「平成30年度の点検・評価及び平成31年度の活動計画について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○番

平成31年度の活動計画に基づいて活動していきますが、農業者でも景観のよいところを休耕する考えが出てきており、指導に苦慮していることも出てきています。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

【質疑なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第4号「平成30年度の点検・評価及び平成31年度の活動計画について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、告示された議案は全部終了いたしました。

引き続き、お手許に配布しました追加議案の審議に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、直ちに追加議案の審議に入ります。

日程第8、追加報告第1号「農業経営改善計画の認定に係る協議について」の

件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加報告第1号の朗読】

本件については、ニセコ町長からの協議依頼に対して総会にて協議する暇がなかったため、専決処分しニセコ町長に回答した案件です。3ページ以降に計画認定申請書を添付しております。

農業所得額については30年度実績で〇〇となっております。29年時点での収穫可能な〇〇がまだ少なく、生産された〇〇も△△で〇〇となっております。現在では収穫可能な〇〇も増えており目標年には△△の生産を見込み所得を向上する内容となっており、問題は無いと判断させていただきましたので、報告いたします。

以上で追加報告第1号を終わります。

議長

それでは、ただ今の追加報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、追加報告第1号を報告済とします。

日程第9、追加議案第1号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加議案第1号の朗読】

〇〇町の〇〇さんよりあっせんの申し出がありました。

調整委員については、地区担当の〇〇委員を主任委員に、隣接地区の〇〇委員を委員として提案するものです。申出箇所は9ページに図面を添付しています。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、追加議案第1号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか？

【質疑なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第1号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を

採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和元年、第5回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。
どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年5月30日

議 長 荒 木 隆 志 印

署名委員 5番 笹 塚 成 之 印

署名委員 6番 芳 賀 修 一 印